

拡大型指名競争入札の公表

令和2年3月24日

契約責任者 東日本高速道路株式会社 東北支社 福島事務所長 鈴木 永之

次のとおり拡大型指名競争入札を実施しますので、お知らせします。

1. 拡大型指名競争入札に付す事項

1-1 契約件名（工事名）	東北自動車道 福島管内横断管補修工事
1-2 工事場所	自）福島県本宮市荒井（本宮IC） 至）宮城県白石市福岡深谷（白石IC）
1-3 工事種別	土木補修工事
1-4 工事概要	本工事は、福島管理事務所管内の損傷している横断自立管の補修を実施するものである。 工事概算数量 横断自立管補修工 380m 交通規制工 90回
1-5 工期	契約保証（履行ボンド）取得の日の翌日から300日間

2. 拡大型指名競争入札の実施等に関する事項

2-1 指名競争入札実施理由	本工事は、東日本高速道路株式会社契約事務処理要領第6条第2項-②-ア）に該当するため、拡大型指名競争入札とする。
2-2 指名通知の日	令和2年3月24日
2-3 指名基準	（1）指名通知の日において、「東日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年度細則第16号）第6条（入札者に対する指示書【郵送入札】《工事（土木・施設）共通》（以下「指示書」という。）〔2〕を参照のこと）の規定に該当しない者であること。 （2）指名通知の日において、工事種別「土木補修工事」にかかる東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO東日本」という。）の『平成31年・32年度競争参加資格』を有していること。 （3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、NEXCO東日本が別に定める手続きに基づき上記（2）の資格の再認定を受けていること。 （4）指名通知の日において、NEXCO東日本から「東日本高速道路株式会社競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）に基づき、「地域2（東北支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止措置を講じられている者でないこと ※指名通知の日から落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO東日本から「地域2」において競争参加資格停止措置を講じられた場合は、以後競争に参加することができない。 （5）平成16年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記の同種工事a）かつb）の施工実績を有すること。 ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が20%以上である場合に限り施工実績として認める。 また、NEXCO東日本が発注した工事であって、かつ、確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされる工事は、企業の施工実績として認めない。 なお、同種工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。

	<table border="1" data-bbox="418 181 1433 327"> <tr> <td>同種工事 a)</td><td>製管工又は、自立管を実施した工事</td></tr> <tr> <td>同種工事 b)</td><td>高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路における車線規制を実施した工事（片側交互通行規制は可、通行止め及び路肩規制は不可）</td></tr> </table> (6) 次に示す監督を担当する部署の施工管理業務の受注者として、本件工事若しくは本件工事に係る設計業務等の発注に関与した者でないこと、又は現に次に示す施工管理業務の受注者でないこと。 [施工管理業務の受注者] ・保全点検業務等の実施に関する年度協定 （受注者：株式会社ネクスコ・エンジニアリング東北） (7) 平成29・30年度におけるNEXCO東日本の上記（2）に示す工事種別の工事成績評定点合計の平均点が2年連続で65点未満でないこと。ただし、平成28年度以前にあっては、「のり面処理工事」及び「道路補修工事」を上記（2）に示す工事種別とする。 (8) 指名通知の日において、東北地方（青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県）に本店・支店又は営業所等の本件工事を施工するために必要な機関を有していること。	同種工事 a)	製管工又は、自立管を実施した工事	同種工事 b)	高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路における車線規制を実施した工事（片側交互通行規制は可、通行止め及び路肩規制は不可）
同種工事 a)	製管工又は、自立管を実施した工事				
同種工事 b)	高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路における車線規制を実施した工事（片側交互通行規制は可、通行止め及び路肩規制は不可）				
2-4 その他	指名者は、入札書類を当社に発送する前において、いつでも自由に入札を辞退（以後の入札手続への参加を辞退）することができるが、その場合は、「辞退書（指示書様式2）※」を持参又は郵送で提出すること。郵送で「辞退書」を提出する場合は、「辞退書」が封かんされていることが分かるよう、封かんした封筒に『辞退書在中』と明記すること。 なお、辞退を理由として不利益な取扱いはしない。 入札書の提出期限日までに入札書・辞退書いずれの提出もない指名者は、入札を辞退したものとみなす。 ※辞退書（指示書様式2）の掲載場所等 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/ ・上記アドレスにて「契約関係図書のダウンロード」のページが開く。 ・同ページの中ほど（共通仕様書等の直上）の「入札者に対する指示書」、「土木工事・施設工事」の「指示書（郵送入札）」をクリックしてPDFファイルを開く。 ・同PDFファイル中の指示書様式2「入札（見積）辞退書」を探す。				

3. 指名を受けていない者（以下「非指名者」という。）の競争参加に関する事項

3-1 非指名者の競争参加資格	非指名者のうち、次の「①及び③」又は「②及び③」のいずれかに該当する者は、本件競争入札に参加することができる。なお、審査基準日（3-4 競争参加に必要な手続き（1）に示す競争参加資格確認申請書の提出期限の日をいう。以下同じ。）以降落札者決定の日までの間に該当しなくなった場合は、以後、本件競争入札手続きに参加することができない。 ①審査基準日において、NEXCO東日本の「平成31・32年度競争参加資格」の有資格者のうち2-3 指名基準の（1）から（3）及び（5）^{（注）}から（7）を満たす者 ②審査基準日において、NEXCO東日本の「平成31・32年度競争参加資格」の無資格者のうち2-3 指名基準の（1）、（3）及び（5）^{（注）}から（7）を満たす者 ③審査基準日から落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO東日本から「地域2」において競争参加資格停止措置を受けていないこと。 〈注〉工事成績評定点合計を発注者から通知されている場合で次のイ)又はロ)に該当する工事は、2-3（5）の企業の同種工事の施工実績として認めない。このため、本件競争入札への参加を希望する非指名者は、提出する企業の同種工事の施工実績につき次のイ)及びロ)に該当しない工事であることを自ら確認・誓約のうえ、
-----------------	---

	競争参加資格確認申請を行うこと。 イ) NEXCO東日本又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が65点未満の工事 ロ) 上記以外の高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事
3-2 競争参加に必要な条件	(1) 契約責任者から競争参加資格があると認められること《「3-1 非指名者の競争参加資格」①、②の者ともに必要》 競争参加資格確認結果通知予定：令和2年4月17日（金） (2) 開札時において、工事種別「土木補修工事」にかかる『平成31・32年度競争参加資格』を有していること《「3-1 非指名者の競争参加資格」②の者のみ必要》
3-3 契約図書の交付方法等	配布期間：拡大型指名競争入札公表の日から令和2年4月9日（木）まで 配布方法：工事請負契約書、指示書、共通仕様書、金抜設計書、特記仕様書等はNEXCO東日本のホームページより取得するものとする。 ※本件の契約締結日は令和2年4月1日以降を予定していることから、民法改正等に伴い、中央建設業審議会の公共工事標準請負契約約款改正（令和元年12月）等を踏まえ、NEXCO東日本の契約書、共通仕様書、入札者に対する指示書、様式等を変更する予定があり、変更内容が確定次第、NEXCO東日本ホームページに掲載するので確認すること。 （契約書、指示書及び共通仕様書等） http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/ （金抜設計書、特記仕様書等） http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
3-4 競争参加に必要な手続	(1) 競争参加資格確認申請書の作成及び提出《「3-1 非指名者の競争参加資格」①、②の者ともに必要》 作成方法：配布する競争参加資格確認申請書書式に記載のとおり 提出期限：令和2年4月9日（木）16：00まで 提出場所：東日本高速道路株式会社 東北支社 福島管理事務所 総務 （住所）〒960-0231 福島県福島市飯坂町平野字前原11 （電話）024-542-0111 提出方法：持参、書留郵便又は信書便（提出期限までに必着） 提出部数は2部（正1部、写1部）とする。 (2) NEXCO東日本の「平成31・32年度競争参加資格審査申請書」の作成及び提出《【要注意】「3-1 非指名者の競争参加資格」②の者のみ必要》 作成方法：NEXCO東日本ホームページ『平成31・32年度競争参加資格審査のご案内』参照 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/quarification/ 提出期限：下記の提出場所に確認すること。 提出場所：東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課 （住所）〒100-8979 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビルディング17F （電話）03-3506-0214 提出方法：事前に一度電話連絡の上、郵送（書留郵便）でのみ受付（提出期限までに必着）[宛名面に「緊急認定」と記載すること。]

4. 競争参加資格に関する事項

4-1 設計業務等の受注者等との資本又は人事面の関係	指名通知の日又は審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記②に示す本件工事に係る設計業務等の受注者、当該設計業務等の下請負人、又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。 ①「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のイ)又はロ)に該当する者である。 イ) 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株
----------------------------	---

	式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者 ロ) 業者の代表権を有する役員が当該受注者又は下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者 ②設計業務等の受注者 本件工事に係る設計業務等の受注者等は存在しない
4-2 施工管理業務の受注者等との資本又は人事面の関係	指名通知の日又は審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記②に示す施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本件工事若しくは本件工事に係る設計業務等の発注に関与した者でないこと、又は現に下記②に示す施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。 ①「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のイ)又はロ)に該当する者である。 イ) 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者 ロ) 業者の代表権を有する役員が当該受注者又は下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者 ② 施工管理業務の受注者 ・保全点検業務等の実施に関する年度協定 (受注者：株式会社ネクスコ・エンジニアリング東北)
4-3 入札に参加しようとする者との間の資本又は人的関係	指名通知の日又は審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札手続きに参加する者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（以下の基準1及び2に関しては、様式1（競争参加資格確認申請書）の別添資料「競争参加が制限される入札者間の資本関係又は人的関係」も参照のこと）。 なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、指示書1[1]入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの②(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。 1. 資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。 1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合 2. 人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。 ただし、1)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下、この2. 人的関係の記載中において同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下、この2. 人的関係の記載中において同じ。）を現に兼ねている場合 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 【役員の定義】 会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。 ① 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

	a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役 d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 ② 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 ③ 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） ④ 組合の理事 ⑤ その他業務を執行する者であつて、①から④までに掲げる者に準ずる者 【管財人の定義】 民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人 3. その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記1又は2と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
4-4 競争参加資格に関する留意事項	本件工事の受注者、本件工事の下請負人、又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本件工事の契約期間中、監督を担当する部署の「施工管理業務」の入札に参加し、又は当該「施工管理業務」を請負うことはできない。 なお、「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①又は②に該当する者である。 ① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者 ② 業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者

5. 入札・開札に関する事項

5-1 入札前価格交渉方式の概要及び留意事項	(1) 本件工事は、入札前に入札者に対しNEXCO東日本が指定する項目に係る見積書の提出を求め、その見積書を活用して契約制限価格の設定を行う入札前価格交渉方式（以下「本方式」という。）の対象工事である。 (2) 入札前価格交渉方式とは、NEXCO東日本が金抜設計書の摘要欄に「交渉対象」と記載した項目について、入札者から見積書の提出を求め、見積書提出後NEXCO東日本と入札者との間で、見積書に記載された内容が、設計図書の性能・機能や施工条件等を満たす条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるかについて交渉を行い、その結果に基づき、変更の有無にかかわらず最終見積書の提出を求め、NEXCO東日本が最も適正な価格であると認めた最終見積書を活用することを基本として契約制限価格の設定を行う方式をいう。 (3) 入札者は、指名者・非指名者の別にかかわらず、「交渉対象」とされた項目の見積書を、次に示すとおり提出しなければならない。 ① 見積書提出期限 令和2年4月9日（木）16：00まで （指名通知を受けている者、受けていない者いずれも同期限） ② 見積書提出場所 記3-4（1）に同じ。 ③ 見積書提出方法 持参、書留郵便又は信書便（提出期限までに必着） ④ 提出書類 見積書（様式4、様式5-1）、見積内訳書（様式5-2）及び見積書の根拠資料（様式自由） なお、見積内訳書（様式5-2）及び見積書の根拠資料（様式自由）の提出にあたっては、次の事項に留意すること。 ・ 見積書に記載された価格の根拠を示す次の資料を添付すること。 ① 見積書に記載された価格の内訳書（様式5-2を参考に作成すること）
------------------------	--

		②見積書に記載された価格の根拠を示す次の資料（様式自由） a) 当該項目の見積価格が自社の積算基準や施工歩掛基準による場合は材料、消耗材料、労務費、機械損料に使用した歩掛や単価の採用理由。 b) 当該項目の見積価格が同等・類似工事の施工実績に基づく場合は施工実績とした工事の内容が判断できる次の資料。 1) 契約書類等の写し 2) 施工実態調査に類する歩掛が判断出来る書類の写し 3) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し c) 当該項目の見積価格が下請等の取引先からの見積に基づく場合は取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し。 ・上記の①及び②の資料を見積書提出時に添付できない場合は、交渉時にヒアリングを行い見積書の妥当性を確認する。 ・最終見積書提出時の添付書類は、交渉において提出を確認した資料を添付すること。 (4) 見積書は、設計図書に基づき作成するものとし、提出期限後の追加及び差替へは認めないものとする。 (5) 見積書には、金抜設計書の摘要欄に「交渉対象」と記載されていない項目の見積価格を記載してはならない。 (6) 入札前価格交渉は、見積書提出期限以後令和2年5月14日（木）から令和2年6月2日（火）までの間に対面で実施する予定であり、詳細な日時等については、見積書に記載された担当者宛てに別途連絡する。交渉の実施場所は下記のとおり。 交渉の実施場所：東日本高速道路株式会社 東北支社 福島管理事務所 会議室 ただし、NEXCO東日本が必要と判断した場合は、対面ではなく電子メール又は電話（以下「電子メール等」という。）により交渉を行う場合があり、その場合は、入札者に対しその旨連絡する。なお、電子メール等は、NEXCO東日本から見積書に記載された入札者の担当者宛て行う。 (7) 入札前価格交渉の交渉参加者は、本件工事の施工内容、資材又は機器の性能・機能及び上記（3）④で求めた提出書類の内容を十分に理解し、説明が可能な者で、かつ交渉内容について協議・合意ができる者とし、複数名の参加を可能とする。 ただし、入札者以外の下請企業や見積を徴収した企業等の外部の者の参加は認めないものとし、違反している事実が発覚した場合は、本件工事の指名通知又は競争参加資格の取消を行う場合がある。 (8) 入札前価格交渉の交渉回数は、すべての入札者と各々1回以上行うことを原則とするが、交渉状況に応じて複数回行うことがある。 (9) 入札前価格交渉により双方が合意した事項は、その都度交渉の場において（交渉方法が電子メール等による場合は電子メール等において）確認を行うものとする。 (10) 入札者は、上記（9）において合意された事項を反映させた最終見積書（様式4、様式5-1、様式5-2及び最終見積書の根拠資料（様式自由））を提出しなければならない。 また、入札前価格交渉によっても上記（3）④で提出した見積書等に記載された見積額から変更が生じない場合も同様とする。 なお、最終見積書の提出方法は、上記（3）に基づくものとし、提出期限は、令和2年6月3日（水）16：00とする。提出期限を変更する場合は、最終の交渉時に連絡する。 (11) 上記（3）又は（10）に示す提出期限までに見積書又は最終見積書の提出がされなかった場合は、当該入札者は、以後の入札手続きに参加することができないものとする。また、当該入札者がその後に入札を行った場合であっても、その入札は無効として取扱う。 (12) 入札者は、最終見積書に基づいた入札を行うものとするが、入札時の交渉対象
--	--	---

	項目の金額は、最終見積書に記載された交渉対象項目の金額を超えない限り変更ができるものとする（同額は可とする。）。なお、最終見積書に記載された金額を超える交渉対象項目が1項目でもある場合は、当該入札者が行った入札は無効とする。 (13) 見積書又は最終見積書においてNEXCO東日本が指定した項目の名称、単位、数量等が著しく異なる場合は、NEXCO東日本に対する入札妨害行為があったものと判断し、本件工事の指名通知又は競争参加資格を取り消す場合があるほか、競争参加資格停止等の措置を講じる場合がある。 (14) 入札者は、入札書をNEXCO東日本に提出するまでの間は、いつでも自由に入札を辞退することができる。また、辞退を理由として不利益な取扱いはいししない。 (15) 提出された見積書及び最終見積書は返却しない。 (16) 入札前価格交渉により最も適正な価格であると認めた最終見積書を活用して設定する契約制限価格が、本件入札で定めた競争参加資格における発注規模（土木補修工事・WTO政府調達協定適用外）を超える場合は、本入札手続きを取り止めることがある。
5 - 2 入札・開札執行	(1) 入札時に必要な書類の作成等 入札書類は、次のとおりとする。 1) 入札書 …… 指示書[12]のとおり 2) 単価表及び単価表データを保存したCD-R …… 指示書[13]のとおり 3) 総合評定値通知書（経審）の写し …… 指示書[14]のとおり なお、本件入札においては、入札保証（指示書[15]）は不要とする。 (2) 入札書類の提出 提出期限：令和2年6月22日（月）16：00まで 提出場所：東日本高速道路株式会社 東北支社 福島管理事務所 総務 提出方法：持参、書留郵便又は信書便（提出期限までに必着） 指示書[16]に示す封かんの上、指示書[17]に従い提出すること。 (3) 開札 開札日時：令和2年6月24日（水）16：00 開札場所：東日本高速道路株式会社 東北支社 福島管理事務所 会議室 (4) 開札への立会いと持参書類：指示書[20][2]のとおり (5) 開札への立会いのない場合の取扱いについて 開札への立会いのない入札者がした当初の入札は有効として取扱う。ただし、再度入札を開札後速やかに実施する場合においては、再度入札は辞退したものとみなす。 (6) 入札者は、入札書類を当社に発送する前において、いつでも自由に入札を辞退（以後の入札手続への参加を辞退）することができるが、その場合は、「辞退書（指示書様式2）」を提出すること。郵送で「辞退書」を提出する場合は、「辞退書」が封かんされていることが分かるよう、封かんした封筒に『辞退書在中』と明記すること。 なお、辞退を理由として不利益な取扱いはいししない。 入札書の提出期限日までに入札書・辞退書いずれの提出もない入札者は、入札を辞退したものとみなす。 (7) 入札者は、入札及び開札にかかる留意事項として、入札者に対する指示書「5. 入札及び開札」を参照すること。 (8) 落札者の決定方法 自動落札方式 指示書[21][1]のとおり (9) 低入札価格調査 本件競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最低入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。 なお、本件競争入札においては、重点調査価格を設定しており、入札価格が重点調査価格未満である場合は、特に重点的な低入札価格調査を行う。 また、本件競争入札においては、数値的判断基準となる価格を設定しており、上記

	の最低入札価格がその価格未満である場合は、数値的判断基準の失格基準に適合すると判断する。 低入札価格調査については、入札者に対する指示書〔25〕を参照すること。
--	--

6. その他

6-1 質問の受付	(1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。 ①受付期間：指名通知又は拡大型指名競争入札の公表の日から令和2年6月8日(月) 16:00まで ②受付場所：記3-4(1)に同じ ③受付方法：質問書面(様式自由)を持参、書留郵便又は信書便により提出(受付期間内必着)。質問数が5問以上の場合は、質問書面のほか、質問書面をMicrosoft Office Word等により作成したファイルを記録したCD-Rも提出すること。 なお、質問書面には、会社名(個人事業主にあつては当該個人名。以下同じ。)及び提出日を記載のうえ、社印(個人事業主にあつては当該個人の印章)を押印すること。また、質問書面中の質問内容には、質問者の会社名やその会社を類推できるような情報を記載しないよう留意すること。 (2) 上記(1)により受け付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。 ①回答予定日：原則として、質問書を受け取った日の翌日から5日以内(休日を除く) ②回答方法：NEXCO東日本ホームページ「入札公告・契約情報」の「本件公告名」の「備考」に掲載する http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/ (3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO東日本ホームページを参照すること。 http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/
6-2 その他	(1) 使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。 (2) 契約保証 必要 指示書〔29〕を参照すること。 (3) 契約書の作成 必要 指示書〔30〕〔2〕④を参照すること。なお、電子契約サービスによる契約書の作成等は行わない。 (4) 入札の無効 指示書〔27〕に該当する入札は無効とする。 (5) 支払条件 ① 前金払 請負代金額が500万円以上の場合には「有」、500万円未満の場合には「無」 なお、請負代金額が500万円以上の場合、本契約の相手方は、請負契約書第34条第1項に基づき前払金の請求をすることができる。 ② 部分払 「有」請負契約書第37条第1項に基づき部分払の請求をすることができる。 (6) 工事請負契約書第25条の適用 工事請負契約書第25条第5項(単品スライド)及び同条第6項(インフレスライド)について適用する。 (7) 苦情申立て 本入札手続きにおける競争参加資格の確認又はその他手続に不服がある者は、契約責任者に対して苦情の申立てを行うことができる。 (8) 入札の公正性に係る調査の実施 本件競争入札において入札の公正性を害する恐れが生じたときは、競争参加者に対して必要な調査を実施及び依頼することがある。 (9) 契約制限価格の算出に用いる間接工事費の工種 土木工事積算基準における間接工事費の工種：一般土工(修繕)

6－3 間接工事費の変更に 関する試行	本工事は「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。 （１）営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費 （宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る） （２）労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用
6－4 資料閲覧	（１）指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：無

注）非指名者のうち「競争参加資格がない」とされた方は、本書面を受け取った日の翌日から７日（休日を除く）以内に、当職に対し、氏名及び住所、対象となる工事等名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、その理由についての説明を求めることができます。説明を求める場合の手続については、競争参加資格確認結果通知において示します。